

北海道グリーン・ビズ認定制度 「先進的な取組」部門



産業廃棄物再生利用率 の考え方の手引き

北海道環境生活部環境局環境推進課

1 評価対象の考え方

本分野では、循環型社会の形成をさらに加速させるため、

- 産業廃棄物の発生抑制及び再使用を進め、産業廃棄物発生量の削減を図る
- 排出した産業廃棄物の着実な再生利用を進め、最終処分量の削減を図る

ことに主眼を置いており、

事業者全体での、

- 産業廃棄物の発生抑制・再使用の取組及び効果
- 産業廃棄物の再生利用の取組及び再生利用率

を評価対象とします。

(1) 対象となる産業廃棄物の範囲の考え方

- 応募しようとする事業者が、道内で実施しているすべての事業活動に伴い発生する産業廃棄物が対象です。
- 道外で実施する事業活動に伴い発生する産業廃棄物（「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、知事との協議により道内に搬入した産業廃棄物を含む。）は対象外です。
- 一部の事業所、部署、事業、製造ライン等だけを抽出又は除外することはできません。
- 特別管理産業廃棄物は対象外です。

(2) 産業廃棄物の再生利用率の考え方

- 本分野で評価対象とする再生利用率は、「応募者が実施する事業活動に伴い発生する産業廃棄物」の再生利用率であり、「他者から受け入れた産業廃棄物を中間処理する過程」での再生利用率ではありません。
- 再生利用率は、次により算出します。

$$\text{再生利用率} = \frac{\text{事業者全体での再生利用量の合計}}{\text{事業者全体での排出量の合計}}$$

ただし、汚泥など中間処理で「脱水・乾燥」を行うものについては、排出量から「中間処理で『脱水・乾燥』を行うことにより減量した量」を差し引くことができる。

$$\text{中間処理で『脱水・乾燥』を行うことにより減量した量} \\ = \text{自己減量化量} + \text{委託減量化量}$$

- 再生利用量は、次により算出します。

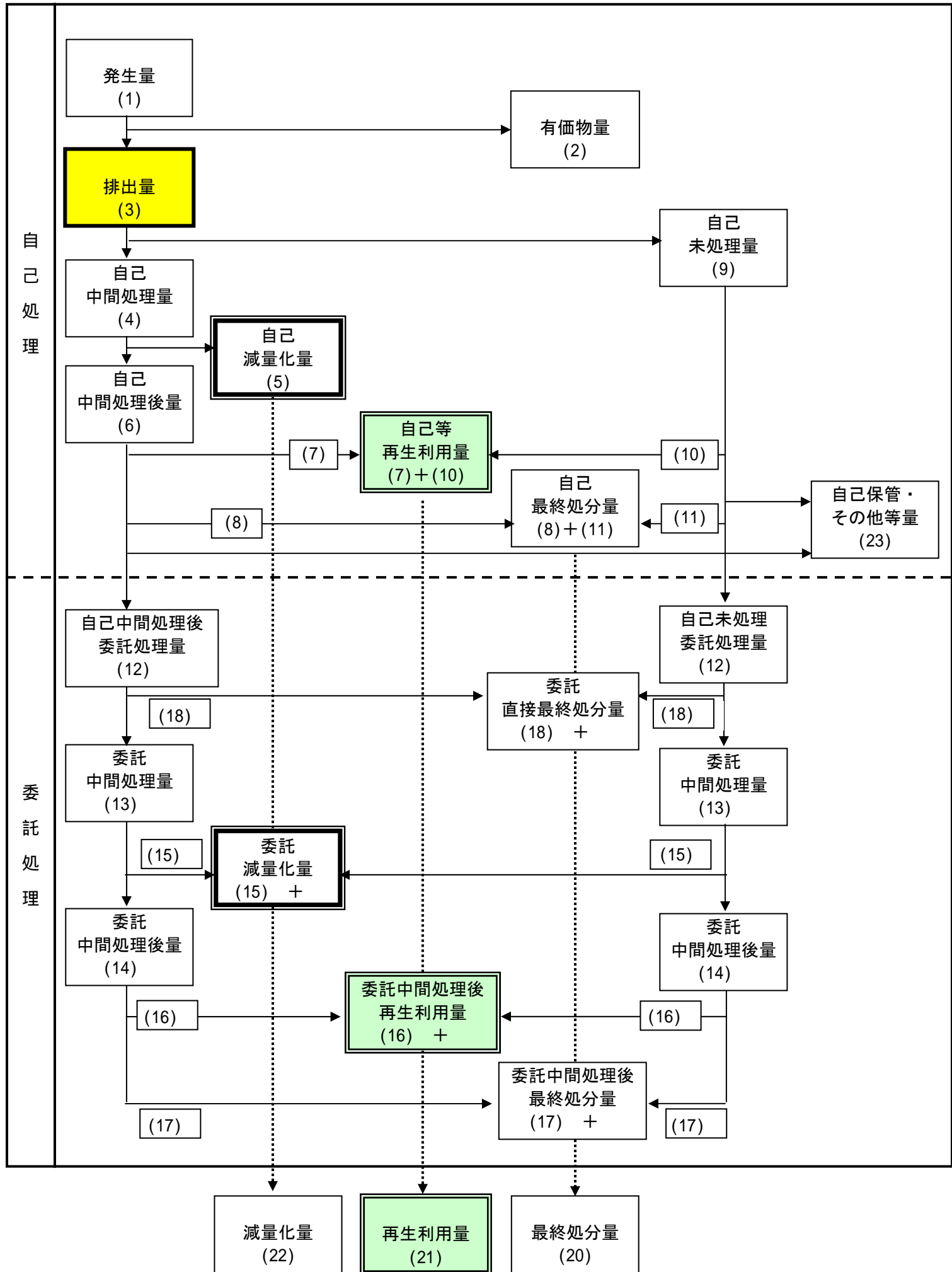
再生利用量 = 自己等再生利用量 (①+②) + 委託中間処理後再生利用量③

- ① 自己中間処理された後の廃棄物量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量
- ② 自己中間処理されなかった廃棄物量のうち、自ら再生利用した量
- ③ 委託して中間処理された後の廃棄物量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量

- 再生利用とは通常、原材料や資源として再利用するマテリアルリサイクルを指しますが、本分野では、マテリアルリサイクルが困難な場合に限り、熱エネルギーとして回収するサーマルリサイクルも含めることができることとします。

なお、再生利用に含めることができるサーマルリサイクルは、発電を目的とする場合又は燃焼により供給する熱量の大部分が有効利用される場合であって、発電効率、熱回収率等の観点から、道が適当と認める場合に限ります。

産業廃棄物の発生・処理状況



産業廃棄物の発生・処理状況の用語の定義

番号	項目	定義
(1)	発生量	事業所内等で生じた産業廃棄物量及び有価物量
(2)	有価物量	(1)の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量
(3)	排出量	(1)の発生量のうち、(2)の有価物量を除いた量
(4)	自己中間処理量	(3)の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
(5)	自己減量化量	(4)の自己中間処理量から(6)の自己中間処理後量を差し引いた量
(6)	自己中間処理後量	(4)の自己中間処理された後の廃棄物量
(7)	自己中間処理後再生利用量	(6)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量
(8)	自己中間処理後自己最終処分量	(6)の自己中間処理後量のうち、自己の埋立地に処分した量
(9)	自己未処理量	(3)の排出量のうち、自己中間処理されなかった量
(10)	自己未処理自己再生利用量	(9)の自己未処理量のうち、自ら再生利用した量
(11)	自己未処理自己最終処分量	(9)の自己未処理量のうち、自己の埋立地に処分した量
(12)	委託処理量	(6)の自己中間処理後量及び(9)自己未処理量のうち、中間処理及び最終処分を委託した量
(13)	委託中間処理量	(12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
(14)	委託中間処理後量	(13)で中間処理された後の廃棄物量
(15)	委託減量化量	(13)の委託中間処理から(14)の委託中間処理後量を差し引いた量
(16)	委託中間処理後再生利用量	(14)の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量
(17)	委託中間処理後最終処分量	(14)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
(18)	委託直接最終処分量	(12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
(19)	委託最終処分量	委託業者等で最終処分された量
(20)	最終処分量	排出事業者、処理業者等で最終処分された量の合計
(21)	再生利用量	排出事業者、処理業者等で再生利用された量の合計
(22)	減量化量	排出事業者又は処理業者等の中間処理により減量化された量の合計
(23)	自己保管・その他等量	排出事業者が自ら保管した量、又は(6)の自己中間処理後量及び(9)自己未処理量のうち、(8)、(11)及び(12)の方法以外で処理・処分した量

2 問い合わせ先

北海道グリーン・ビズ認定制度事務局（北海道環境生活部環境局環境推進課）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5190（直通）